

## ■本庄市入学準備金Q & A～申請する方へ～■

### ◆本庄市入学準備金について

#### Q 1-1. 本庄市入学準備貸付制度とは？

A. 本庄市入学準備金貸付制度とは、経済的な理由により高校・大学等への進学が困難なお子さんを持つ保護者に対して、入学に必要な費用の貸付けをおこなう制度です。入学準備金は貸付けから6ヶ月経過後に返済の義務が生じ、必ず返済しなくてはなりません。

#### Q 1-2. 入学準備金はいくら借りられますか？

A. 高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程又は一般課程）・各種学校（中学校卒業程度を入学資格とする）については25万円以内、大学・短期大学・専修学校（専門課程）・各種学校（高等学校卒業程度を入学資格とする）については50万円以内を一括で借りることができます。

#### Q 1-3. 入学準備金はいつ頃どのように交付されますか？

A. 3月初旬に保護者本人の口座に振り込まれます。（ただし、貸付決定後の提出書類が全て揃うまでは振り込まれません。）

#### Q 1-4. 本庄市入学準備金以外の奨学金（入学時一時金を含む）にはどのようなものがありますか？

A. Q 6-1をご覧ください。

### ◆申請条件について

#### Q 2-1. 「本庄市入学準備金貸付制度のご案内」に記載されている「貸付けを受けられる人」の要件のうち、1つだけ満たすことができないのですが、入学準備金を借りることはできますか？

A. 全ての要件を満たさないと借りることはできません。Q 6-1に掲載されている他の奨学金（入学時一時金を含む）をご検討ください。

#### Q 2-2. 子供が1人います。高校に入学する際に入学準備金を借りましたが、大学に入学する際も借りることはできますか？

A. 大学に入学する際も借りることはできます。ただし、既に借りている入学準備金を滞納している場合を除きます。

#### Q 2-3. 子供が2人います。昨年、1人目が入学する際に入学準備金を借りていて現在返済中です。2人目が今度入学を控えているのですが、入学準備金を借りることはできますか？

A. 借りることはできます。ただし、既に借りている入学準備金を滞納している場合を除きます。また、返済総額が大きくなり、2つを同時に返済する必要がありますのでご注意ください。

#### Q 2-4. 大学院進学時に入学準備金を借りることはできますか？

A. 大学院進学時は借りることはできません。

#### Q 2-5. 子供が大学に入学する際に入学準備金を借りましたが、その子が途中退学（卒業）して別の大学に行きたいと言っているのですが、また入学準備金を借りることはできますか？

A. 借りることはできません。本庄市入学準備金貸付制度は、教育の機会均等に寄与することを目的とするものです。上級学校に進学する場合を除き、1人の子供向けに複数回借りることはできません。

### ◆返済について

#### Q 3-1. 大学入学時に50万円を借りた場合、月額返済額はどのくらいになりますか？

A. 借入金額50万円を、月々1万円以上返済し、50ヶ月以内に完済する必要があります。

### Q3-2. 返済はいつから開始となりますか？

A. 貸付けをおこなった月の翌月から起算してから6ヶ月経過した後から返済開始となりますので、通常であれば入学した年の10月から返済開始となります。

### Q3-3. 子供が学校を卒業するまではお金がたくさん必要なので、卒業するまで返済を猶予してもらうことはできますか？

A. 猶予することはできません。災害その他のやむを得ない事情により返済が著しく困難になったと認められる場合を除き、入学した年の10月から返済開始となります。

### Q3-4. 返済はどのような手段でおこないますか？

A. 毎年度4月に当該年度分(4月～翌年3月分)の納入通知書を送付いたしますので、本庄市が指定した金融機関※1の窓口にてお支払いいただくことになります。

※1 埼玉りそな銀行・群馬銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東和銀行・しのめ信用金庫・埼玉県信用金庫・埼玉信用組合・中央労働金庫・埼玉ひびきの農業協同組合・りそな銀行・みずほ銀行

## ◆申請手続きについて

### Q4-1. 入学準備金申請書は保護者が全て記入してよいですか？

A. 「連帯保証人」欄の記入押印は必ず連帯保証人本人がおこなってください。

### Q4-2. 連帯保証人とはなんですか？

A. お金を借りた主たる債務者(保護者)がお金を返済しない場合に、借りた人に代わって、そのお金を返済することを約束した人です。連帯保証人は主たる債務者と同様の責任を負うことになります。したがって、債務者の返済資力の有無にかかわらず、債務者本人の返済状況によっては、連帯保証人から先に請求がおこなわれる場合もあります。

### Q4-3. 連帯保証人の要件である「返済を保証し得る資力がある」とはどういう人ですか？

A. 主たる債務者がお金を返済しない場合に、借りた人に代わって全額を返済できる人です。したがって、定職に就かず収入がない人、収入が少なく扶養されている人(市民税が非課税である人)、年金等の生活資金となる収入しかない人、生活保護を受けている人等は連帯保証人になれません。

### Q4-4. 連帯保証人が1人必要とのことですが、自分の配偶者が連帯保証人になることはできますか？

A. 主たる債務者のご家族は連帯保証人になれません。「連帯保証人の要件」を満たす方で、まったく別に生活している人になっていただく必要があります。

### Q4-5. 子供が2人います。連帯保証人の要件として「育英資金又は入学準備金の貸付けに係る保証を他にしていない人」とありますが、2人の子供向けにそれぞれ入学準備金を借りる場合に、同じ人が連帯保証人になることはできますか？

A. 同じ人が連帯保証人になることはできません。

### Q4-6. 子供が1人います。高校に入学する際に入学準備金を借りましたが、大学に入学する際も借りる場合、高校の時と同じ人が連帯保証人になれますか？

A. 同じ人が連帯保証人になれます。ただし、高校の入学準備金の返済が完了していない場合は除きます。

## ◆審査結果について

### Q5-1. 審査結果通知書が届き、貸付けが認定となりました。その後の手続きはどうすればいいですか？

A. 借用証書、入学準備金・育英資金口座振込依頼書等を提出していただくことになります。詳しくは審査結果通知書に同封されている案内をご覧ください。なお、全ての書類が提出されるまでは貸付けはおこなわれませんので、速やかに提出してください。

**Q5-2. 貸付けが認定となりましたが、入学試験に合格できず浪人することになりました。1年浪人後に進学した場合、貸付けの認定は有効のままですか？**

A. 無効となります。改めて申請してください。

**Q5-3. 貸付けが認定となりましたが、今後貸付けが停止・取消しとなることはありますか？**

A. 以下のとおりです。

- ・本庄市から転出した場合 → 貸付取消し
- ・入学しなかった場合 → 貸付取消し
- ・退学した場合 → 貸付取消し
- ・申請内容に偽りがあった場合 → 貸付取消し
- ・故意に入学準備金の返済を怠った場合 → 貸付取消し

**◆その他**

**Q6-1. 本庄市入学準備金以外の奨学金（入学時一時金を含む）にはどのようなものがありますか？**

A. 以下のようなものがあります。（入学時一時金がないものも含む。）

**①日本学生支援機構の奨学金**

**対象：大学・大学院・短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校に通う方。**

第一種奨学金（無利息）の例

区分		通学	貸与月額	償還期間
大学	国公立	自宅	45,000円	14年
		自宅外	51,000円	15年
	私立	自宅	54,000円	15年
		自宅外	64,000円	18年
短大 専修 (専門)	国公立	自宅	45,000円	12年
		自宅外	51,000円	12年
	私立	自宅	53,000円	12年
		自宅外	60,000円	13年
大学院	修士課程 (24ヶ月)		50,000円	12年
			88,000円	14年
	博士課程 (36ヶ月)		80,000円	16年
			122,000円	20年

第二種奨学金（利息付）の例

大学・短大・専修(専門)	3・5・8・10・12万円から選択
大学院	5・8・10・13・15万円から選択
償還期間(例):大学・貸与期間48ヶ月の場合 貸与月額3万円→13年、8万円→20年、12万円→20年	

入学時特別増額貸与奨学金制度（入学時の初回基本月額に、10～50万円を増額して貸与を受けることができる制度）や機関保証制度（一定の保証料を支払うことにより、連帯保証人や保証人を立てられない場合でも貸与を受けることができる制度）も選択できます。

詳しくは、進学（在学）する学校の奨学金担当窓口にお問い合わせください。

**②【埼玉県】埼玉県高等学校等奨学金**

**対象：高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）に通う方。**

貸付月額例

区分	月額奨学金	入学一時金
国公立高等学校等に在学する生徒	①15,000 円	①50,000 円 ②100,000 円
	②20,000 円	
	③25,000 円	
私立高等学校等に在学する生徒	①20,000 円	①100,000 円 ②250,000 円
	②30,000 円	
	③40,000 円	

入学一時金（5～25万円）も選択できます。

連帯保証人を立てなくても申請できます。（貸付決定後に親権者の同意書が必要となります。）

詳しくは、埼玉県教育局財務課（Tel 048-830-6652）にお問い合わせください。

### ③【埼玉県】母子及び父子並びに寡婦福祉資金の修学資金

対象：大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程又は一般課程）に通う方。

貸付月額例

区分		通学	貸与月額	償還期間
高等学校 専修 (高等)	国公立	自宅	27,000 円	貸付期間の 2 倍
		自宅外	34,500 円	
	私立	自宅	45,000 円	
		自宅外	52,500 円	
短大 専修 (専門)	国公立	自宅	67,500 円	貸付期間の 3 倍
		自宅外	76,500 円	
	私立	自宅	79,500 円	
		自宅外	90,000 円	
大学	国公立	自宅	67,500 円	貸付期間の 2.5 倍
		自宅外	76,500 円	
	私立	自宅	81,000 円	
		自宅外	96,000 円	

家族以外の連帯保証人を立てる必要はありません。

詳しくは、北部福祉事務所（Tel 0495-22-0101）にお問い合わせください。

### ④【埼玉県】母子及び父子並びに寡婦福祉資金の就学支度資金

対象：大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程又は一般課程）に通う方。

貸付月額例

区分	通学	貸付限度額	償還期間
国公立高等学校等		150,000 円	5 年以内
私立高等学校等		410,000 円	
国公立大学、短大、高専等	自宅	370,000 円	
	自宅外	380,000 円	
私立大学、短大、高専等	自宅	580,000 円	
	自宅外	590,000 円	

家族以外の連帯保証人を立てる必要はありません。

詳しくは、北部福祉事務所（TEL 0495-22-0101）にお問い合わせください。

⑤国の教育ローン

詳しくは、日本政策金融公庫（TEL 0570-00-8656）にお問い合わせください。

⑥大学の奨学金

大学には独自の奨学金制度を持つところが多くあります。各大学にお問い合わせください。

⑦交通遺児育英会の奨学金

詳しくは、交通遺児育英会（TEL 0120-521286）にお問い合わせください。

⑧あしなが育英会の奨学金（病気・災害・自死遺児）

詳しくは、あしなが育英会（TEL 03-3221-0888）にお問い合わせください。